

ね。

それで、私思うのは、だってそらばんがなければそらばんの授業ができないでしょう。それは次長に言ったでしょう。ないけれども、東京都に言わなきゃいけないことでしょけれども、あれだって教育の一つですし、算数の授業にソロバンを教えるという、そういう指導要綱が文部省であるんでしょう。それが家庭とあわせて使えるものは家庭にするなんていうふうな、今何かそういう水準だなんて言われたけれども、それはまずいなと……。

今、福生市が中学生に対して千六百五十円市が補助しているのは、結局、この義務教育費国庫負担法に基づいて、本来は国が見なきゃいけないんだけど、言ってみれば自治体でいうと超過負担ですよ。全部見ないから、余りにも父母負担がかかり過ぎるから、まあ少し補助する意味で、六十二年度では千六百五十円、中学に対しては補助が出ている。修学旅行についてもそういう観点から、六十一年度は千六百円の補助を出されたわけですよ。

それが、東京都のそれは私ちょっと違うと思うんだけど、ここのはここでやり合っても都の標準だから仕方がないんで、ぜひ次長の方、ここの義務教育費国庫負担法との関係が、東京都の標準との関係がどうなのか、もしわかったら答弁してください。わからなかったらわからないで結構ですから、それを答弁してほしいなというふうに思うんですね。

それで、それぞれの副教材費や、そういう笛やハーモニカという、そういうものについては物価に対してスライドにしていきたいというふうに答弁がありましたので、あれですけれども、相当かかっているんですよ。先ほど言いましたように学校教育費が文部省の平均で五万円なんです。家庭教育費を入れると十万円超えるんですよ。ですから、今のこのういう世の中で、学歴社会、受験戦争真ただ中の中で、非常に教育費全体というのは、一般家庭——普通の子供のいる家庭にとっては、教育費が大きな比重を占めるわけです。

そういう中で、私はぜひ、この父母負担を増額していただきたい。それで明らかにしているわけですけれども、教育費は相当かかっていますよね。それに給食がないから、これにお昼のお弁当代なんか入れたら、もう、とっても大きなお金がかかるわけなので、これは物価にスライドをするというふうに言われていますけれども、これはどれぐらいずつ、今までの経過から、ことし六十二年が千六百五十円だけでも、前年度に比べて、例えば金額でパーセントじゃなくていいから、前年度に比べてこんな少ない金額だから五十円ずつ上げるとか、二百円ずつ上げるとか何かあるでしょうから、ど

れくらいずつ上がっているのかということをもしわかったら教えてください。

それと修学旅行だけでも、何か答弁がその時によって違うから、本当にちょっと困るなと思うんですけれども、以前は、修学旅行の補助金は交通費の一〇%と言ったかな。交通費が基準でしたよ。京都へ行くんだったら京都へ行くその交通費が基準だった。ところが、今のままでは補助率はこのまま。だから今まで少しずつ上がってきたわけですよ。上がってないときもあったけれども、もうほとんど上がってきたよ、交通費が上がるたびに。行き先によって違うから……。ちょっと答弁を調整してください。違うんじゃないかと思うの。どっちにするのかはっきりしてほしいし、私は、こういう中で非常にお金がかかっているんで、ぜひ、こういう修学旅行も教育の一環、学校の通知を見ると、修学旅行に行きますか、行きませんかというのと違うんですよ。インフルエンザの予防接種を受けるのと違うんだから、修学旅行はみんな行ってください、遠足はみんな行ってください、こうくるわけですよ。それが教育の一環ではないというふうに考えるのかなと思うと、そうすると、そういうのだったら、学校を通じて各家庭に、修学旅行は任意の事業ですというふうな、こういうことをしてもらいたくなりますので、そのところもよく考えて答弁してください。

長期欠席児童の関係ですけれども、六項目目の、相談員と一日も早く連携をとって——次長の答弁は、学校とその親の意見が一致して、この子にはこういう訪問教育をした方がいいんだというふうに意見が一致すれば、今の教育相談の先生に訪問していただくんだという答弁をいただきましたので、ぜひ、これはそのように働きかけていただきたいと思うんです。

それでもひとつ心配なのは、登校拒否、最初に次長も答弁されましたけれども、いろんな事情で登校拒否になっているわけですよ。家庭内の理由だとか、いろいろありましたよね、家庭内の問題だけでも幾つも理由がありましたけれども、そういう中で、ただ単純に親にどうですかなんて言うんじゃない、なかなか、そういうところがうんとわかっている親ならこいうな、そういうふうな場合だってあるわけですよ。ですから、そのところは教育相談の先生に十分に親をも指導するよ

それと、これだけじゃなくて、今、静岡県ではこういうのもやっているんですよ。登校拒否児童を自然の中で宿泊訓練をするという、こういう授業をやっているんです。これは二泊三日で、登校拒否の子供たちとその親を、海や山へ連れて行って、教育相談の先生たちと一緒に、その中で指導する、こういう授業をやっている自治体もあるわけです。

私の経験を言いまして、ある登校拒否の子供が学校を変わって、保育園と同じように最初は門まで、次の日は門の中二歩入っていく。その次の日は三十分いる、そういう登校拒否が三カ月も四カ月も続いた子供が、学校を転校して、その中で少しずつ少しずつならしていく中で、この登校拒否が治ったという例もあります。それと、先日は残念なことながら福生に住んでいる方の子供が登校拒否になったので、このままでは子供の将来がとても危ないというので、他市に転居されて子供を転校させたという、こういう例もあります。

ですから、今、数字に出ました登校拒否の子供、この子供たちを、真剣にどういうふうに対処し、救っていくかということが、今の教育委員会の中では非常に求められている施策ではないかなというふうに私は思います。

法務省が今月の四日に、いじめの統計を出しましたよね。これに見ましても、物すごくいじめが、まだまだあるわけですね。そして、もう暴力によるいじめというのは年々減ってきているけれども、今や言葉によるいじめが非常に大きくなっている、こういういじめで学校へ行かなくなったという子供たちも、またたくさんいるわけです。こういうふうな問題も一連の教育問題だと思っんですね。いじめ、非行、登校拒否が別々なものではなくて、家庭の経済状態も別々なものではなくて、一体のものとしてありますので、このところを真剣に、他市のいろんな施策を研究していただき、そして福生から、そのために転居をしていくということがないような、こういう行政をぜひとらなくてはならないというふうに思うわけです。

そこで市長に聞きたいんですけども、市長は、いつも教育委員会の問題は教育委員会へ、教育委員会へと言って御自分で答弁なされませんが、これは、もとは教育委員会ですか、言ってみれば登校拒否でよそへ引っ越したわけですけれども、市民が移動したという点から見て、こういう現象を市長はどう考えられますか。本日に福生の市長として、どの市民も誇りを持って、福生に住んでよかったと思われるようなまちづくりをしていきたいんだというふうに施政方針でも述べられているにもかかわらず、今の現状は、福生から出て行くという市民だっているわけですね。このところの市長の見解をぜひ答弁していただきたいというふうに思います。以上です。

○副議長（宮沢良一君） 三時十分まで休憩いたします。

午後二時五十八分 休憩

午後三時 十分 開議

○副議長（宮沢良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（田村匡雄君） 原議員さんの御質問に自席からお答えをいたします。

急速な高齢化社会になりました、その対応策、体制づくりはどうかというような御質問でございますけれども、先ほど

助役からお話がありましたように、確かに人員の問題というのは非常に大きな要素をなすわけでございます。今やっております庁内の組織検討委員会で、この件については十分に私どもの方で考えさせていただきたいというふうに考えておるわけでございます。

それから、いじめで生徒が他へ転出していくというふうなお話でございますけれども、これは、よく原議員さんもおわりのように、行政委員会が違いました、教育委員会の問題でございますので、教育委員会から御答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

○助役（古谷徳男君） 二、三お答え申し上げます。

まず、国保の、国が制度を破壊したというふうなことで、これらに対して市民にアピールの考えをどうかということですが、これについては、もう国会で、法律で決まったことでありますし、何回も議会の皆さん、あるいは国保の連協、こういうところで十分説明はしてあるつもりでございますので、市民に対するアピールは考えておりません。

それから、繰り入れの限界ということでございますが、やはり、これは一般財源の貴重な市税等の財源を国保に繰り入れているわけでございますが、ほかにも下水道等へも相当の繰り入れをしておりますし、今の財政の上から申し上げたこととでございます、特に幾らまでとか、そういうことではございません。そういった全般を考えた上でございます。

それから、検討委員会の結果についてでございますけれども、現在、委員会は何回か開いておりますけれども、出だしがちよっとおくれた関係もありますので、六十三年度になってからということでも申し上げておきます。以上です。

○福祉部長（生子国利君） それでは、福祉行政の当面の考え方ということでございますが、特に老人の実態と、それから意識等の把握が必要だというふうに感じております。

それらにはどういうふうな対応をしていくかということですが、実現には関係団体等も協力を求めます。一例を挙げれば民生委員協議会あるいは社会福祉協議会、あるいは老人会、そういったものの関係機関等も協力を求め、そして把握を

したいというふうに考えております。以上です。

○教育長（森田 猛君） 私の方から、長欠児童の件につきまして御答弁申し上げます。

欠席がちな子供、これにつきましては先ほど次長の方から細かく御説明したわけですが、私の方といたしましては、福生が嫌だから出て行くというような言葉が、質問があったわけですが、これは必ずしもいじめ、あるいは校内暴力等ではなくて、私の方にもかなり住所を、いわゆる住民票を持ってこないで、ぜひ福生の小中学校へ入学させてもらいたいという件数はかなり来ております。内容は、それぞれ住んでいるということは住民票を見ないとわかりませんので、家主さんの確かに住んでいますという証明書を私の方はちょうだいいたしまして、それではどうぞと、学校へ上がらなさいというふうにしておるわけでございます。

私といたしましても、先ほど相談員が三名おりますが、これらをつるに利用いたしましたして、いわゆる病気がちな怠学の——怠学というか長期欠席児童等につきましては現在もやっておるわけでございます。それらの効果も上がっておりますし、年々こういう物資の豊かな国になりますと、そういうこともあるかと思えます。心を引き締めて我々も行政側をやっているといきたいと、こういうふうと考えております。

○市民部長（小野光朗君） それでは、先ほどの保険税のアップにつきまして、ちょっと答弁漏れがありましたて申しわけございませんでした。

六十一年度には、おかげさまで平均一八・八％というアップ率でさせていただいたわけでございます。六十二年度が一・五％ということでございます。

この内容につきましては、保険税の課税限度額が六十一年度に、今まで二十五万円でしたのを二十八万円にアップいたしました。六十二年度は三十五万円という状態でございます。

それから、あと所得割でございますけれども、六十年までが百分の三・三八です。六十一、六十二年度とも百分の四という状態でございます。それと、あと資産割につきましては、百分の三十四が、六十一年度と百分の二六でございます。

それから六十二年度が百分の二十四ということでございます。

あと被保険者の均等割でございますけれども、六十一年度が今まで二千五百二十円でしたものを、五千四百円、六十二年度は八千四百円というふうに引き上げさせていただいたわけでございます。よろしくお願い申し上げます。

○教育次長（古谷正夫君）

三点ほど御答弁させていただきます。

最初に、義務教育費国庫負担法でございますけれども、この費用につきましては教材用の備品に充当させていただいております。

それから、先ほど私が教科別に申し上げましたのは、以前に東京都が市費負担解消というふうなことで、個人の負担、要するに保護者が負担すべきであるというふうな考えの標準表があるわけでございます。それは、個人負担の範囲というふうなことから、義務教育学校運営費標準というもののに基づきましての御説明がございました。それから、市につきましては補助教材といたしまして消耗品等に充当させていただいております。

それから、補助教材費の予算の単価でございますけれども、六十年からの説明させていただきますと、小学校では六十年は千四百三十円でございます。六十、六十一年度は千四百三十円でございます。六十二年度は五十円アップさせていただきます千四百八十円。それから中学校につきましては、六十年は千六百円、それから六十一、六十二年度は千六百五十円というふうなことでございます。

それから、修学旅行の関係でございますけれども、私は、先ほどの答弁の中では、補助率は現行のままというふうなことで、言葉が足りませず申しわけございませんでした。現在の補助率につきましては、交通費が百分の十五、宿泊費につきましては百分の二十というふうなことで御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○十二番（原 敏子君） それでは要望させていただきます。

国保の関係ですけれども、今、いろいろ言われましたけれども、もうくどのような状態になったのは国庫負担率が引き下げられたためである、都のペナルティーが起きたためであるということを十分心していただきまして、被保険者にそのツケが回ってこないように、そのように、ぜひそういう行政を行っていただきたいというふうに思います。

それと、健康管理ですね、予防医学、健康管理を重視したり、病気の早期発見や早期治療をしたりすれば、これは医療費がかからないということは、もう御承知のことだというふうに思います。

ですから、このような国保財政を健全化に持っていくには、国の負担率をもとに戻すことや、こういうようなものとの、病気にかかっても早く回復できるような、こういう医療体制を替えるということもとても大事だというふうに考えてい

ますので、ぜひ市長におかれましては、国庫負担の率をもとへ戻す、東京都に対してはペナルティーをかけないでほしい、三多摩格差はまだ依然としてあるわけですから、こういうことで国保に対するペナルティーはかけないでほしいということと、それと、市民に対しては、予防医学、病気にかららない、こういう健康管理ができるような、そういう市行政をぜひとも行っていただきたい、このことを強く要望しておきます。

今、部長が答弁されましたように、保険税が値上げになれば滞納者がふえてくるわけです。先ほども言いましたけれども、厚生省は、保険税を六カ月滞納した人は保険証を取り上げるという、こういう法律を決めたわけです。こういうことも踏まえまして、市民の命と暮らしを守るために、市長には特段の努力をしていただきたいと、このように要望いたしておきます。

福祉の件につきましては、六十三年度に組織の見直しの結果が出るということなので、市長も、体制づくりというのは人員が大きな要素になっていくというふうに言われましたので、ここに期待をいたします。

高齢化社会に突入しましたので、これからの福生市の行政としては、高齢化やお年寄りの問題を抜きにしては考えられない行政が進んでいかなければならないというふうに考えますので、職員の確保、そして今のお年寄りの意識調査や実態調査——皆さん方が、関係諸団体がどうなことを要望されているのか、どんなことを考えられているのか、ぜひとも福祉事務所としても、この高齢化社会への対応に向けていただくよう、努力していただくよう、これも要望しておきます。

それと教育費の関係ですけれども、父母負担、何か先ほどそういうふうに聞こえなかったものですから次長には申しわけなかったと思いますが、修学旅行につきまして、やはり、私はぜひこの補助率を上げてほしいと、補助金をアップしていただきたいという趣旨の一般質問をしておりますので、ぜひとも来年度予算に、この百分の十五と百分の五十ですか、これが増額できるように、補助金が増額できるように、このようなことを考えていただきたいというふうに思います。

義務教育というのは、そもそもどういうものなのか、先ほども言いましたように国庫負担法というのがありますので、東京都のそういう指導もあるでしょうけれども、国が決めた義務教育費国庫負担法という法律もありますので、このところとあわせて、福生の市民の子供たち、福生の未来を担う子供たちにとって、よりよい教育が受けられるよう、こういう教育費の父母負担軽減をぜひとも進めていただきたいというふうに思います。

それと、副教材費のことなんですけれども、これで見ますと、今の答弁を聞きますと、そんなに上がってない。六十一年から六十二年、五十円——何か五十円ずつぐらいしか上がってないような感じですが、物価にスライドしてこんなものですか——じゃないというふうに思いますので、ぜひ、このところも教材費などの、このような父母負担の軽減を図っていただきたいと思います。

子供たちにお金を使うということは、未来の福生を、よりよい福生をつくっていくということになるというふうに私は考えておりますので、子供やお年寄りを大事にする政治を行っていただきたいと思ひます。

それと長欠の関係ですけれども、教育長が答弁されました。教育長の答弁は、そういう人はいないんじゃないかというようなことを言われましたけれども、私の知り合いでそういう方がありましたので、こればかりは教育長に譲るわけにはいかない、現実には私は知っておりますし、その方の自宅を空き家にして、隣町に借家を借りて引っ越さざるを得ないという状況が生まれているのも現実でありますし、確かに他市から福生へ来られる方も、それはあると思います。

私が考える教育というのは、一人の子供も、義務教育の間は教育を受けさせなければならぬというふうに考えています。どんな家庭に事情がある子供でも、子供の学力がどんなに低くても、子供たちは皆平等に教育を受けなければならぬのではないかと、いうふうに考えておりますので、それが、たとえ家庭に問題があろうと、学校の中の問題であらうと、この子供たちが一人も残らず学校で教育が受けられるように、それができなければ、せめて訪問して教育を受けさせるような、そういう努力をぜひともしていただきたいというふうに思います。

一人でも教育が受けられない子供が出るというのは、私は、本当に教育委員会としても不本意だというふうに考えますので、何としても大変な努力が必要だとは思いますが、どの子も機会均等である義務教育、平等であるべく義務教育が受けられるような、そういうような指導をぜひとも教育委員会にお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○副議長（宮沢良一君） 次に、七番佐藤慶二君。

（七番 佐藤慶二君登壇）

○七番（佐藤慶二君） 御指名をいただきましたので、貴重な時間をお許しいただきまして、会議規則第八十六条の規定に

基づきまして、さきに通告いたしました一般質問を行わせていただきます。

今回の質問は、交通安全対策について及び銀座通り商店街についての二点の質問をさせていただきます。

まず、交通安全対策の自転車の駐輪場関係について質問いたします。

当市を走るJR各駅周辺の駐輪状態は夏ごろより台数もふえ、周辺商店の店先が一般住宅の前まで、さらに牛浜駅では、駅の乗降階段前まで駐輪するようになり、十一月におり口の自転車を幅寄せした、駅からおりたお客の方が、四、五台の自転車倒れて足に大けがをしたこともあり、また、道路にはみ出した自転車を、通行中の自動車をはね飛ばし、危うく通行人に大けがをさせるところであったなどの事故を耳にしておられるわけであり、

もとより市民の方が無断で駐輪することはいけないことではありますが、市では事業団の方々に整理していただき、さらにバリケードなど設置して対策を講じていただいておりますが、時間外に無秩序に置く方がおり、周辺住民の方々の困惑は大変なものであると思います。

現在、JRとの折衝、また用地の取得、資金、予算など多くの問題があり、早急に完全解決は難しいと思いますが、しかし、このような状態を長期間放置しておくことは非常に危険であり、大事故が起きてしまつてからでは行政の対策のおくれともなり、根本的解決策の見通しがつくまでの間、何らかの安全策を講じていただきたいと思います。この点につきましてのお考えをお聞かせください。

次に、交通安全協会について質問いたします。

福生市では近隣市町村に先駆けて、交通安全対策につきましては、昭和五十八年に福生市交通安全都市宣言を行い、昭和六十年三月には福生交通安全対策協議会が発足、市民の安全と健康を守り、明るい生活が営めるまちを目指し、施設の整備や交通規則などの各種施策が実施されておりますが、交通量の増加に伴い、事故の発生も後を絶たない状況と伺っております。

現在、交通安全運動につきまして多くの市民が参加しておりますが、その中でも、特に街頭指導を中心に交通安全運動思想の普及、啓蒙運動に取り組んでおります福生市交通安全協会福生支部がござりますが、現在、福生警察署管内二市二町のうち、福生市を除き、これらの役員さんについて、交通安全指導員として、市及び町が委嘱して交通行政の推進に協力していただいているとのことですが、福生市としてのお考えについて伺いいたします。

次に、銀座通り商店街についてでございますが、民家の密集した商店街など、人が多く通行するところに防災、衛生、休憩、緑の小さなゾーン地域を設置する件でございますが、最近、福生市におきましては、道路の整備や公園などの設置、あるいは区画整理も行われつつあり、非常に環境もよくなり、この点については先輩議員の皆さんを初め、市御当局の努力のたまものと存じますが、今ひとつお願いしたいことは、不特定多数の市民の方々が、通勤に、買い物に日夜通行地域に、大きな場所でもなくとも、九平方メートルまたは十五平方メートルぐらいの広場を確保していただき、花を植え、水飲み場、休憩のためのベンチをとり、便所などを設ける構想についてでございます。

例えば、道路の道幅も狭く、一般住宅や商店などが密集しております銀座通りの沿線に、何カ所かの違ったアイデアの小公園、ミニゾーンを設置し、不時の災害ときにも通行の方が緊急避難ができ、また美しいデザインの便所などを設置する、これらの構想について市側のお考えをお聞きしたいと存じます。

これらはミニゾーンであります、沿道の環境美化、災害、衛生、緑の憩いの場所とし、さらに商店街の活性化にもつながると思います。さらには銀座通りに限らず、今後の都市計画事業などにも、こうした施策を加えていただくようお願い申し上げます。

以上の項目について、私の壇上における一般質問といたします。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 佐藤議員さんの御質問にお答えいたします。

第一点目の交通安全対策について、駅周辺の自転車駐輪場対策についてでございます。

牛浜駅西口広場においては、駅前広場に約六百台ほど放置され、毎日、朝整理をいたしておりますが、無秩序に置かれていまして、その対策に大変苦慮しております。現状の中で、十分に考えさせていただきたいというふうに考えておるわけでございます。

次に、交通安全協会の増強対策についてでございます。

市内の交通事故につきましては、前年の九月と比較いたしますと、全体で一〇%ぐらい減少いたしておりますが、これは、ひとえに議員各位を初め関係機関諸団体が交通安全運動の推進に対しまして積極的に御協力をいただいた成果と痛感しております次第でございます。



の計画を見ると、残念ながらほとんど見るべきものがないと私は言わざるを得ません。その一方で、六十二年三月決定の福生市行政改革大綱では、受益者負担の強化が強く打ち出されており、こうした二つのものを土台とした予算編成では市民の暮らしは守れません。市長として、どのように考えておられるのか、まずお尋ねいたします。

次に、市税についてでございます。

一つといたしまして、都市計画税の税率引き下げについてお尋ねいたします。昨日もこの問題については質問がありました。市当局が独自にできる減税として目的税であります都市計画税があります。御承知のように、東京都においても都市計画税の減税を二月に提案するというようなことも明らかになっております。当市におきましても、当然、都市計画税の税率引き下げを図り、減税を実施してほしいという強い市民の声があります。実施する考えがあるのかどうかお聞きいたします。

市税についての二番目といたしまして、固定資産税評価替え、この凍結についてのお考えであります。

地価高騰が続く中で、来年度、固定資産税評価替えの年に当たります。今度の評価替えでは、対象期間が昨年六月までの三年間ということであるので、当市においては五・六％の上昇というようなことであります。しかし、宅地しか持たない勤労市民にとりましては、これでもすぐ増税になってはね返ってくるものであります。また、今後も地価高騰が続く、こうした地価高騰が評価に反映されるならば、大変な増税になっていくと思います。三年後の評価替えをも見通しまして、市当局として、これにどのような対応をしようとしているのか。

私といたしましては、評価替えの凍結をして、増税を抑えていかなければならないと考えております。関係機関等にも積極的に働きかけをしていくことが、今、必要だと考えておりますが、市当局の考え、対応をお聞かせください。

中学校の給食、その後の経過についてお尋ねいたします。

この問題では、六月議会では私も含めて三名の議員、九月議会でも一名の議員の方が質問をいたしました。そうした質問に対する答弁を踏まえましてお尋ねしたいのですが、特に、検討委員会あるいは研究会の発足についてであります。九月議会では、福生でも採択されてから大分年月がたっておりますので、この辺で教育委員会にお諮りいたしました。また、委員会あるいは研究会等を発足いたしました。やっていったならばいいんじゃないかというふうに考えております。また、そのときには議会等にも御相談申し上げていろいろやっていきたい、こう思うのでひとつよろしくお願いいたします。

答弁がありました。こうした答弁がされておりますので、その後の経過はいかがか、私はお伺いしたいと思っております。

交通安全対策について、信号機のない交差点の安全対策についてお尋ねいたします。

交通安全都市宣言をしている当市といたしましては、なおさらのこと交通安全対策に力を入れていかなければならないと思っております。ところで、近年、信号機の設置が極端に少なくなってきたており、聞くところによりますと、福生署管内で年間二カ所だけなどという話も聞きました。これでは、いつまでたっても信号機の設置などは実現しないわけでありまして、しかし、そのために人命、財産が失われてはなりません。

市といたしましても、信号機の設置に積極的に取り組んでいくとともに、信号機などの設置までの間にも、市独自としてとれる対策を積極的にとっていかなければならないと思っております。例えばカラー舗装などあると思いますが、そうしたものについてのお考えをお聞きしたいと思います。

そこで、私は具体的な場所等も、この場では三カ所ほど述べさせていただきました。検討していただきたいと思っております。一カ所は、幹Ⅱ―一四と幹Ⅱ―一三の交差点、二番目には幹Ⅱ―一四と市道一五八の交差点、三番目には市道二三五と市道二三一の交差点、いずれの場所も信号機の設置が最も望まれているわけですが、それまでの間、安全対策といたしましてカラー舗装などを積極的にやっていただきたいと思っております。

市内にはまだまだ危険な交差点等がたくさんあるわけで、これは、ほんの一例にしかすぎません。いろいろ調べていただきまして、積極的な対応をお願いしたいと思います。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

最後に、基地問題でございます。

基地問題の一つといたしまして、横田基地内の施設、機能等の実態の把握についてであります。

今日、横田基地、は通信機能等の強化が大変進められているわけです。今までも、たびたび一般質問などで取り上げられてはいますが、例えばジャイアントトーステーション、コマンドディスプレイコート、ミスティックスターなどに対しては極めて認識不足というか、機能等について知ろうとしてないと思われる答弁を繰り返しているように思われます。

そこでお尋ねしたいのですが、市長としては米軍の戦略上のこうした施設の強化については、余り関心がないのではな

いかと思いますが、いかがですか。

また、最近明らかになりました核に関する施設といたしまして、ノーチラスが明らかにしているEODとともに、トマ

ホークの攻撃用データ輸送機関が存在することも明らかになってきました。太平洋軍総司令官の核関係組織の中にある特殊兵器計画、政策局、巡航ミサイル班は、原潜水上艦の両方に装備された海上発射のトマホークについて、地上飛行部分のデジタル式の地形照合のデータをつくる、それを磁気ディスク化したものが二人一組の軍使使サービスによって、司令部から洋上の核艦船に運ばれる、この急使は民間機を使うこともあり、その立ち寄りを認めている国といたしまして、ノーチラスはオーストラリア、フィリピン、韓国などと並び日本を挙げているわけです。この日本ではどこかというところ、一つは横田基地も入るわけでありまして。横田のパスセンジャーターミナルの一番近い核納庫九七がそれに当たると言われております。

そして、この施設は爆発性兵器処理部隊EODと隣り合わせの位置にあることであります。EODは昨日も取り上げられましたけれども、核または重大な被害をもたらす爆発物の取り扱い、保管を担当し、核兵器の移動、輸送支援任務に当たる紛れもない核部隊であります。

横田に同時に二つの核関係部隊が判明したわけであり、市長の見解をお聞かせいただきたい。

また、基地内では、ジェット燃料十万バレルを貯蔵する半地下式燃料庫が建設中、これの進捗状況はどのようなになっているのか。また、この燃料庫建設については、どのような説明が市にあったのか、また市としては、それに対して何か意見を述べたのか、そうしたものについてもお尋ねいたします。

基地問題の二点目といたしまして、市長の基地に対する態度についてであります。

市長は、ことしも正月三日の飛行停止についての要請をされました。これは当然のことではありますが、ところで、こうしたことは文書でやっておられると思います。昨年のごうした要請を報道した新聞記事、これは東京新聞の八六年十二月十七日付でございますが、この中では、このように報道されていました。「作戦上支障のない範囲で、正月三日間は米軍機の飛行を停止されたいと文書で要請した」と書いてあるわけです。ひとつ要請文そのものの全文をお知らせいたしたいと思っております。

また、ことしも同様な内容ではないかと思っておりますので、そうしたものもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

ところで、なぜ市長は、飛行停止を要請する文書に、わざわざ「作戦上支障のない範囲で飛行停止」などというのをつけ加えるのでしょうか。当然、断固とした申し入れをすべきではないかと思っておりますが、なぜ、こうしたものをつけ加えて

いるのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

また、話は少し以前に戻りますが、市長は、昭和六十年年度の防衛補助のうち、九条の交付金の問題で減額になるのではないかという折に、基地司令官に頼み込んで、横田基地の重要性というようなものを防衛側に伝えてもらったというようなことがあるわけですが、私としては、とんでもないことを平気でやる人だと強く思いました。

こうした行動には、基地被害を何とかなくそうという考えは全くないのではないかと思うのでありますが、市長、いかがでございますか。市長の考えをひとつお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（宮沢良一君） 四時五分まで休憩いたします。

午後三時五十一分 休憩

午後四時 五分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

（市長 田村匡雄君登壇）

○市長（田村匡雄君） 松山議員さんの御質問にお答えいたします。

第一点の、昭和六十三年年度予算について、予算編成方針についてでございます。

このことについては、現在編成作業中のため、私の方から指示していることについて申し上げます。

福生市は、依存財源に頼らざるを得ない状況の中で、今後の行政需要に対応し、活性化と住民福祉の向上を図るため、福生市行政改革審議会の答申を尊重し、行政改革を進めながら、第一に、自主財源の確保に努める一方、経常経費の抑制を図り、財源の重点的、効率的配分に努めること。第二に、実施計画に基づき、市民福祉向上に向けた行政施策を展開す

ること。第三に、簡素にして効率的な市政運営に徹し、長期的視点に立った財政運営を進め、一層活力ある市政の実現を期していくこと。以上のような指示をして編成をさせております。

次に、市税について、第一点目の都市計画税の税率引き下げについてでございますが、この件につきましては、昨日、仲村議員さんに御答弁申し上げたとおりでございます。今後の行政運営に重大な影響を及ぼす問題でございますので、慎重に対応してまいりたいと存じます。

次に、固定資産税の評価替えの凍結についてでございますが、この件につきましては、現行制度上、一地方団体が独自の判断で評価替えを凍結することはできない法的仕組みになっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、中学校給食については、教育委員会より御答弁申し上げますので、よろしく願います。

次に、交通安全対策について、信号機のない交差点の安全対策についてを御答弁申し上げます。

福生市は、昭和五十八年三月に交通安全都市宣言を行い、さらに昭和六十年三月に福生市交通安全対策協議会を発足させ、関係機関、各種団体の御協力をいただき対策に努めておりますが、交通量の増加に伴い、交通事故の発生が多くなっております。しかし、市民生活において自動車の利用は欠くことができません。人と車の共存を図り、交通事故をなくしていくことが基本的課題でありまして、市民一人ひとりが交通ルールを守り、その認識を強く持つていただくことがまず第一でございますが、国、都を初め関係機関と連携をとりながら交通安全施策の整備、交通安全教育、啓蒙活動等に努めてまいります。

御指摘のカーブ舗装についても、現在十数カ所の交差点において整備をしてきたところでございますが、交通安全上、大変効果的な施設として評価されております。これから年次計画に従って整備を進めていきたいと思っております。

次に、基地問題についてでございます。

第一点目の基地内の施設、機能等の実態把握についてでございます。

御指摘のような施設、機能等の実態把握につきましては、過去に共産党の国会議員の先生方が質問に立たれ、国会の場で論議されておりますことは御承知のとおりでございます。言いかえますならば、本件は国政レベルでの問題であるわけでございまして、政府は各施設の運用の詳細や機能については、米軍の管理権、運用上の問題であり、日本政府が関与する立場にないとの答弁をされているわけでございます。したがって、一地方自治体の長である私の権限の立場について

では十分御観察いただけるものと思っております。

また、核の問題につきましては、これも国会の場で何回も論議をされておるわけでございまして、例えば本年四月十四日の衆議院予算委員会、共産党の金子議員の核持ち込み密約という質問に對しまして、当時の倉成外務大臣は、核持ち込みに関して、いかなる秘密の取り決めもない点を強調しつつ、政府は非核三原則を堅持する所存であることは随時明らかにしているところでございまして、また国会等でも御説明しているとおりでございます。

したがって、日米安全条約上、いかなる核兵器の我が国への持ち込みも事前協議の対象でございまして、核持ち込みについての事前協議が行われた場合には、政府としては、常にこれを拒否する所存である、また安保条約というのは、やはり同盟関係として、お互いの信頼の上に成り立っているわけでございますから、相手を信頼しないで、そして相手の言うことをその事前協議がなかった場合に、それは核を積んでいるかもしれないというような、相手を疑ってかかるということになれば、これは信頼関係、日米関係の基本が失われるわけでございまして、我々は、その安保条約の基礎になる觀念というのを、やはり理解していただきたいと思います。と答弁されておりますが、私も全く同感でございます。こうした意味におきまして、私は、横田基地には核兵器の配備等はないものと固く信じておるところでございます。したがって、ただいま申し上げてきましたとおり、施設の機能等の実態把握につきましては、何らの権限を持っておりませんし、また、その必要性はないと考えております。

しかしながら、いつも申し上げておりますように、事故の防止、安全性の確保や周辺対策の充実ににつきましては、今後も引き続き努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

次に、第二点の市長の基地に対する態度についてでございます。

最初に、基地に対する要請文でございますが、基地でございますので、書き加えたものでございますので、よろしくお

いいたします。

次に、昭和六十年度の九条の調整交付金の確保につきまして、司令官に協力要請をいたしたことが問題あるとの御指摘でございますが、私といたしましては、市の利益のために当然のことをしたと考えるところでございます。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

当時の状況を申し上げますと、九条の調整交付金のうちの態様変更分、これは、建物その他の工作物及び使用する人員

の著しい増加、航空機等の著しい変更があった場合に交付されるわけですが、本市は関東集約によりまして態様の変更分の交付を受けておりましたが、たまたま国の第五次臨調答申で、この態様変更分についてはいつまでも交付するのではなく、終期——つまり終了の時期を決めるべきとの指摘を受けまして、防衛施設庁としては三カ年でゼロにするという方針を定めたという背景がございます。

こうしたことから、五十九年度には、態様変更分七千七百五十万円、普通交付分一億三千六十四万八千円、計二億八千四百八千円の調整交付金を受け、市民サービス向上のため各種建設事業を実施してまいりましたが、六十年代においても二億円程度の交付を期待しておりましたところ、関東集約も昭和五十七年度に完了しており、態様変更分の大幅の減額を行い、したがって二億円を大きく下回りそうだという情報がございました。

私といたしましては、何としても二億円の大台を確保すべく、防衛施設庁に対し強く要望しておりましたが、施設庁側のガードが固く、なかなか思うような成果が期待できない状態にございました。そうした中で、市は要請を理解してもらうには、九条担当の最高責任者の人たちに基地を見ていただくことが何よりも大事ではないかと考えたわけでございます。しかし、お忙しい立場の方ですので、よほどのきっかけがなければいけないし、また基地内の視察は私の権限外であり、これは司令官の権限であります関係から、司令官にそうした状況をお話ししたところ、福生市のためになるなら、司令官が当時の東京防衛施設局長と防衛施設庁の施設部長を基地に招待したという経緯がございます。

また同時に、基地対の委員の皆様にも強力な要請をしていただきましたこともございまして、六十年代におきましては、態様変更分六千八百二十万円で、五十九年度より九百三十万円の減額で済み、普通交付分一億三千八百八十八万三千円と合わせて二億八万三千円と、何とか二億円の大台を確保することができ、予定しておりました学校、プール整備事業二件、学校外構整備事業一件、公共下水道二件、道路事業三件、自転車道一件の事業を実施することができた次第でございます。私といたしましては、今後、市の利益のために必要があれば、司令官に対し、こうした要請をしてまいりたいと考えております。また、こうしたことにより、基地や司令官に対する姿勢が弱いのではないかとというような御心配をいただいておりますが、私は、司令官とは常に対等の立場で対応しております。そのことを、この際、明確に御答弁申し上げておきます。

なお、燃料タンクの関係につきましては、部長より答弁いたさせますので、よろしくお聞き取りいただきたいと思います。

す。ありがとうございます。

○教育次長（古谷正夫君） 自席からお許しいただきまして、中学校給食について御答弁させていただきます。

中学校給食につきましては、さきの九月の定例議会におきまして、南木議員さんの一般質問に対しまして、何らかの委員会を設置すべく教育委員会に諮ってというふうな答弁を教育長から申し上げたわけでございます。

その後、教育委員会を二回開催させていただきました。この中学校給食問題を御審議賜ったわけでございますけれども、現在につきましては審議未了で継続審査中ということでございますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

○企画財政部長（内田和雄君） 基地内の燃料タンクの改築につきましてでございますが、改築の工事につきましては、防衛庁より思いやり予算で実施するという連絡をいただいております。

内容としては、現在何か八基のタンクがあるようでございます。ただ、そのうちの一基は、昭和四十六年につくったもので、これは五万バレルのものだそうでございます。その一基につきましては、そのまま置きまして、あとの残り七基につきましては、何か昭和二十九年ごろつくったものだそうでございます。非常に老朽化しているということで、これを改築したいということで、今度は、その七基をつぶしまして一基にするというふうな工事だそうでございます。この量は七基で十萬五千バレルであつたわけですが、これを何か十萬バレルのもの一基にしたいというふうなことでございます。規模的には五千バレル少なくなるというふうなことでございます。

工事につきましては、現在進行中で、六十二年度の末までには完成——要するに三月ですね、それまでには完成するという予定だそうでございます。

それから、形式は半地下覆土式燃料タンクというふうなものだそうでございます。それと、このことについての申し入れをどうしたのかということでございますが、防衛庁に対して、このことについての申し入れはいたしました。しかし、これは新しくなって、今までより安全性が保たれるというふうなことでございました。

以上、燃料タンクについての御答弁とさせていただきます。

○十一番（松山 清君） 自席から再質問をさせていただきます。